

## 第7条(調査)

家庭裁判所は、補償に関する決定をするに当たっては、必要な調査を行い、又は家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせることができる。この場合における家庭裁判所の調査については、少年法第14条、第16条、第30条及び第30条の2の規定を準用する。

本条は、補償に関する決定に当たり、2条、3条、6条の要件の有無や少年等が被った損害の程度等を調査する必要がある場合が想定されることから、家庭裁判所自らまたは調査官に命じて必要な調査を行うことができることを規定したものである。

調査を命じられた調査官は、その結果を、書面で家庭裁判所に報告することとされ、それに意見を付すことができる(少年補償規則7条)。

証人尋問・鑑定・通訳・翻訳に関する少年法14条、他の機関等の援助・協力に関する同法16条、これらの場合の費用に関する同法30条および30条の2が準用されているが、検証・押収・捜索に関する同法15条は準用されていない(最高裁判所事務総局〔1993〕138頁)。

できるだけ迅速に定型的な補償をするという少年補償制度の性質上、通常は、保護事件の一件記録等に基づき、保護事件の審理の過程に現れた事情によって判断すれば足りるものと解されている(光岡〔2004〕257頁)。

- 1 最高裁判所事務総局編(1993)『少年補償事件執務資料』法曹会
- 2 光岡弘志(2004)「少年補償事件の実務上の諸問題」家月56巻5号

(山下幸夫)